

犯罪被害にあわれた方

その**ご家族、ご遺族**のために

そばにいる**あなた**にできること

～犯罪被害者等への理解と支援～

あなたの家族や友人、そしてあなた自身が、ある日突然被害にあうかもしれません。

* 全国では、約200人に1人が犯罪被害にあい、約1分に1件被害が発生しています。（令和3年刑法犯認知件数による）

犯罪被害にあうと多くの困難に直面します。

被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」）が、再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等の置かれている状況や心情、支援の必要性について理解を深め、社会全体で支え合っていきましょう。

* 県では、「栃木県犯罪被害者等支援条例」を制定し、**犯罪被害者等に寄り添った支援**を目指しています。

犯罪被害にあうと...

犯罪被害者等は、事件・事故そのものによる精神的・肉体的被害だけではなく、周囲の人々の配慮のない言動による「**二次的被害**」に苦しめられることも少なくありません。

二次的被害とは

二次的被害とは、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける様々な被害を言います。

心身の不調

- 恐怖がよみがえる
- 頭痛やめまいがする
- 何もする気になれない



捜査・裁判による負担

- 捜査への対応
- 裁判所での手続き
- 法廷での証言



経済的困窮

- 治療にお金がかかる
- 働くことが困難
- 転居費用の負担



精神的被害

- 周囲からの心ない言葉
- マスコミ等の過剰な取材
- 再被害への不安



県民の皆様へ



犯罪被害者等が置かれた状況を理解して接することが大切です。

- 周囲の人の言動によって、犯罪被害者等は心が楽になったり落ち込んだりします。
- 例えば、元気づけるために「がんばって」「忘れなさい」「運が悪かった」とかけた言葉も、励まされる人がいる一方で、逆に傷ついてしまう人もいます。
- 言葉で励ますよりも、普段どおりに接して寄り添うことが、ゆっくりと心の傷を癒やし、平穏な生活を取り戻す手助けになることもあります。
- 犯罪被害にあわれた方に接するときには、その方が置かれた状況や心情を理解し、一人ひとりの気持ちに寄り添って、配慮するようにしましょう。

事業者の皆様へ



犯罪被害者等が、仕事を続けながら被害回復を図るためには、職場の配慮や支援が必要です。

犯罪被害者等は、心身の不調から仕事の能率低下や対人関係に支障をきたしたり、治療のための通院や裁判への出廷のための欠勤などにより、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況になることも少なくありません。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入を御検討ください。

例1 既存の特別な休暇制度を活用

既に病気休暇や裁判休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等で定めることが考えられます。

例2 必要な休暇を付与する旨を周知

必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例3 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

「犯罪被害者等休暇制度」を創設する場合、どのような被害を休暇制度の対象に含めるか、また、休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族の

一日も早い被害回復のためには、**周囲からのサポート**が何よりも大切です。

栃木県では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるため、出前講座を実施しています。詳しくは、以下の二次元バーコードをご確認ください。



◀ 犯罪被害者等支援や出前講座に関する情報は、こちらをご覧ください。